## 文化庁の新組織について

- ☑ 総合的な文化行政の推進に向けた機能強化と京都移転を見据え、2018年10月に文化庁組織を再編
- ☑ 文化庁の組織再編後、政府全体として取り組むべき新たな政策課題が発生している状況
- ☑ 新たな政策課題にスピード感をもって適切に対応していくためにも、担当部署を新設した体制強化を実現

現在の組織 (9課2参事官)

(定員254人)

## 令和2年度の組織 (9課4参事官)

(定員294人)

## 長官

次長 (2)

審議官 (2)

鑑査 官

政策課(32) (会計室、文化政策調查研究室)

企画調整課(21)

文化経済・国際課(13) (国際文化交流室)

国語課(10)

著作権課(21) (国際著作権室、著作物流通推進室)

文化資源活用課(41) (文化遺産国際協力室)

文化財第一課(32)

文化財第二課(28)

宗務課(11) (宗教法人室)

参事官(文化創造担当) (20)

参事官(芸術文化担当) (19)

長官

次長(2)

審議官(2)

鑑査官

政策課(33) (会計室、文化政策調査研究室)

企画調整課(20)

文化経済・国際課(12) (国際文化交流室)

> 国語課(20) (地域日本語教育推進室)

著作権課(21) (国際著作権室、著作物流通推進室)

文化資源活用課(45) (文化遺産国際協力室)

文化財第一課(38)

文化財第二課(28)

宗務課(10)

参事官(文化創造担当) (18)

参事官(芸術文化担当) (19)

参事官(文化観光担当) (12)

参事官(食文化担当) (12)

文化庁全体の総合調整、職員の人 事、機構・定員、会計、広報、情 報発信、文化政策調査研究等

文化に関する基本政策の企画立案、 劇場等の文化施設、アイヌ文化振 興、所管独法等

経済振興の見地からの文化振興、 税制、国際文化交流、国際協力等

国語の改善・普及、外国人に対す る日本語教育、アイヌ語の知識の 普及・啓発等

著作者の権利、出版権・著作隣接 権の保護及び利用等

文化に係る資源の活用、文化財の 保存及び活用に関する総合政策等

建造物以外の有形文化財・無形文 化財・民俗文化財・文化財の保存 技術の保存等

建造物である無形文化財・記念 物・文化的景観・伝統的建造物群 保存地区・埋蔵文化財の保存等 宗教法人の規則、宗教団体との連 絡、宗教に係る専門的、技術的な 指導助言等

無形・動産である文化資源の活用、 生活文化振興、文化創造支援、文 化による地方創生・共生社会推進等

実演芸術、映画、メディア芸術な ど東京窓口、学校における芸術教 育の基準設定、人材育成等

観光の振興に資する見地からの文 化振興、文化観光拠点支援等

我が国の食文化振興、情報発信、 顕彰、食によるインバウンド施策 の推進等



- ※ 京都への本格移転までの間、参事官(文化創造担当)は地域文化創生本部事務局を担うとともに、政策課の文化調査研究は 参事官(文化創造担当)で、参事官(文化創造担当)の無形・動産である文化資源の活用に関することは文化財第一課で実施
- ※ 赤字は令和2年度新設の機構組織